

平成 30 年（2018 年）4 月 9 日

保護者 様

明石市立人丸小学校
校長 大森 正和

気象警報発令時等の措置について

気象警報が発令された際及び緊急時の児童の安全確保のために、明石市教育委員会では一定の基準を設けています。その基準に基づき、次のとおりお知らせします。ご家庭におかれましても十分ご留意の上、ご指導をお願いいたします。

記

- (1) 午前 7 時現在、明石市に大雨（雪）、洪水、暴風警報など発令中の場合は、登校を見合わせて自宅で待機させてください。
 - (2) 午前 9 時までに警報が解除された場合も、引き続き自宅待機させ、学校からの連絡を待ってください。（すぐメールを使用）
 - (3) 午前 9 時現在、警報が解除されない場合は、臨時休業とします。
 - (4) 始業時刻以後に警報が発令された場合には、帰宅させるか、学校に待機させるかは学校で判断・決定して適切な措置をとります。
 - (5) 地震または予期せぬ時の警報等、家庭で危険と判断された場合は、とりあえず、自宅待機をお願いいたします。
- ※ 台風ならびに大雨等の恐れがある場合は、各家庭において、テレビやラジオの気象情報にご留意ください。
- ※ 家族不在の場合など、連絡をどうしたらよいか、普段から話し合っておいてください。（特に警報発令が予想されるような天候の場合）
- ※ 特別な事情がある場合は、前もって担任に連絡しておいてください。
- ※ 地震発生について
- ・震度 5 弱以上を目安として、全児童保護者のお迎えをお願いします。
ただし、津波警報発令時は、解除されるまで、学校で児童の安全を確保します。
 - ・学校からの連絡は、すぐメールで行います。
 - ・地震発生直後は、電話回線が不通になることが想定されます。その場合、災害情報の把握につきましては、テレビ、ラジオ、明石市の防災無線などで確認願います。
- ※ 給食について、
- ・給食調理に入っている場合でも、安全上、早急に児童を下校させる必要がある場合は、給食を実施せずに下校させる場合もあります。その場合、大変申し訳ございませんが、食材費につきましては、返金することができませんので、ご了承ください。

〈お願い〉すぐ読める場所に、お貼りください。